

第4章 悪臭

1 悪臭の概況

悪臭とは、人が感じる「いやなにおい」「不快なにおい」の総称です。その強さや頻度、時間によっては「いいにおい」も悪臭として感じられることがあります、また、においには嗜好性や慣れも影響するなど、感覚には個人差があります。

本市では、事業活動に伴い悪臭を発生している事業場に対し特定悪臭物質による濃度規制を行っており、悪臭苦情が申立てられた事業場を中心に立入検査を実施しています。平成24年度は、規制基準を超過した事業場はありませんでした。

2 悪臭防止対策

現在、悪臭について環境基準はありませんが、悪臭防止法により、事業活動に伴い悪臭を発生する事業場に対し規制基準が設定されています。

規制方式は、悪臭の原因となる典型的な化学物質を『特定悪臭物質』としてその濃度等を規制する方法と、種々の悪臭物質は複合状態が想定されることから物質を特定しないで人間の嗅覚を用いた測定法による基準（『臭気指数』）で規制する方法の2通りがあります。これらは、悪臭として環境に支障を与えない程度となるよう、事業場の敷地境界線上及び気体排出口における大気並びに排出水について規制基準が設定されています。

本市では、『特定悪臭物質』による規制方法を採用しており、22種類の物質について規制基準値を設定、また、都市計画法の都市計画区域及び都市計画区域外の一部地域を規制地域に指定し、規制を行っています。（表4-2-1～3参照）



